

平成 29 年 8月 31 日株式会社日本政策金融公庫

平成30年度 日本政策金融公庫予算概算要求について

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、本日、平成30年度予算の概算要求書を財務省に提出しました。概要は以下のとおりです。

[平成30年度事業規模]

【融資・証券化支援業務】

(単位:億円)

業務	30 年度概算要求	29 年度当初計画
国民一般向け業務	26, 803	26, 803
農林水産業者向け業務		
(融資業務)	5, 400	4, 200
(証券化支援業務)	19	19
(出資業務)	11	I
中小企業者向け業務		
(融資業務)	19, 100	19, 100
(証券化支援買取業務)	426	326
(証券化支援保証業務)	105	105
(債務の保証業務 (海外展開支援))	500	500
(売掛金債権証券化等支援業務)	55	55
合計	52, 419	51, 108

【信用保険等業務】

(単位:億円)

業務	30 年度概算要求	29 年度当初計画
信用保険等業務		
(中小企業信用保険)	125, 000	129, 000
(破綻金融機関等関連特別保険等)	660	660
(信用保証協会に対する貸付)	240	240
合計	125, 900	129, 900

【危機対応円滑化業務·特定事業等促進円滑化業務】

(単位:億円)

業務	30 年度概算要求	29 年度当初計画
危機対応円滑化業務		
(ツーステップ・ローン)	4, 720	5, 420
(損害担保)	2, 249	8, 002
(利子補給)	107	136
特定事業等促進円滑化業務		
(ツーステップ・ローン)	1, 270	500
合計	8, 345	14, 058

(注)金額については、表示単位未満を四捨五入しているため、合計値が合わない場合があります。

国民一般向け業務

東日本大震災からの 復興支援	・「東日本大震災復興特別貸付」等の取扱期間の延長
セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給	・「平成 28 年熊本地震特別貸付」等の取扱期間の延長
創業や新事業への支援	 ・「新規開業資金」等の拡充 ⇒ 「Uターン等により地方で創業する方」の貸付利率を引下げ ⇒ 「創業支援ネットワーク(認定特定創業支援事業)の支援を受けて創業する方等」の貸付利率を引下げ ・「新事業活動促進資金」の拡充
	・対事業活動を促進する。の協力⇒ 「新事業活動を行う方であって、これまでに事業計画を策定したことがない方が、公庫又は認定支援機関の経営指導を受けて経営の向上に取り組む場合」の貸付利率を引下げ
事業再生等への支援	・「企業再建資金」の拡充 ⇒ シンジケートローンを活用した資金供給手法の導入 ⇒ 「再生局面にある小規模事業者の方に対し、民間金融機関と協調融資を行う場合」の貸付利率を引下げ
地域活性化への貢献	 ・「事業承継・集約・活性化支援資金」の拡充 ⇒ 「経営能力が高いと見込まれる社外の方を後継者として、事業承継に向けた取組を行う場合」の貸付利率を引下げ ・「地域活性化・雇用促進資金」の拡充 ⇒ 貸付対象に「まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度」の貸付対象の一部を追加 ⇒ 「地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた方」を貸付対象に追加
その他	 ・「経営者保証免除特例制度」の拡充 ⇒ 適用要件を緩和 ・「企業活力強化資金」の拡充 ⇒ 「取引先に対する支払条件の改善に取り組む方」を貸付対象に追加 ・「働き方改革推進支援資金(仮称)」の創設 ⇒ 「働き方改革の趣旨に沿った取組を行う方」を貸付対象とした資金を創設

農林水産業者向け業務

東日本大震災からの 復興支援	・「震災特例融資」の取扱期間の延長
セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給	・「農林漁業セーフティネット資金」の拡充 ⇒ 貸付限度額設定の見直し
農林水産業の新たな展開への支援	 「スーパーL資金」の継続・拡充 ⇒ 中心経営体等向け実質無利子化措置の継続 ⇒ 法人の特認限度額の拡充 ・「漁業経営改善支援資金」の拡充 ⇒ 漁船取得に必要な資金の貸付限度額の特例措置の拡充 ・「林業基盤整備資金(利用間伐推進)」の取扱期間の延長 ・「水産加工資金」の延長・拡充 ⇒ 取扱期間の延長 ⇒ 貸付対象となる原料魚の種類を追加 ⇒ 特利対象事業の拡充 ・「食品流通改善資金(食品生産販売提携事業施設)」の取扱期間の延長 ・「食品産業品質管理高度化促進資金」の延長・拡充 ⇒ 取扱期間の延長 ⇒ 関週期限の延長

中小企業者向け業務

東日本大震災からの 復興支援	・「東日本大震災復興特別貸付」等の取扱期間の延長
セーフティネット需要へのきめ細かな対応・資金の安定供給	・「平成 28 年熊本地震特別貸付」の取扱期間の延長
創業や新事業への 支援	・「新事業活動促進資金」の拡充 ⇒「新事業活動を行う方であって、これまでに事業計画を策定したことがない方が、公庫又は認定支援機関の経営指導を受けて経営の向上に取り組む場合」の 貸付利率を引下げ
事業再生等への支援	・「企業再建資金」の拡充 ⇒ シンジケートローンを活用した資金供給手法の導入
地域活性化への貢献	 ・「事業承継・集約・活性化支援資金」の拡充 ⇒ 「経営能力が高いと見込まれる社外の方を後継者として、事業承継に向けた取組を行う場合」の貸付利率を引下げ ・「地域活性化・雇用促進資金」の拡充 ⇒ 貸付対象に「まち・ひと・しごと創生貸付利率特例制度」の貸付対象の一部を追加 ⇒ 「地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を受けた方」を貸付対象に追加
その他	 ・「企業活力強化資金」の拡充 ⇒ 「取引先に対する支払条件の改善に取り組む方」を貸付対象に追加 ・「働き方改革推進支援資金(仮称)」の創設 ⇒ 「働き方改革の趣旨に沿った取組を行う方」を貸付対象とした資金を創設